

(電子版) info@jikosoren.jp

2021年 第37号 2021年9月1日

発行:自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 tel.03-3875-8071 fax.03-3874-4997

厚労省 労基法・改善基準違反率、指導・送検状況 2020年

労働法令違反 タク87% バス69%

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況の2020年分が公表されました。

◎監督指導の状況

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

令和2年(2020)年1~12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合 計
監督実施事業場数		2, 780	208	288	378	3,654
労	働基準関係法令	2, 263	144	251	299	2, 957
違反事業場数		81.4%	69. 2%	87.2%	79. 1%	80. 9%
主	労働時間	1, 320	65	108	170	1,663
要	刀割时间	47. 5%	31.3%	37.5%	45.0%	45. 5%
違	休日	107	2	7	7	123
反	NV H	3.8%	1.0%	2.4%	1.9%	3.4%
事	割増賃金	619	37	82	98	836
項	司伯貝亚	22. 3%	17.8%	28.5%	25.9%	22. 9%
	改善基準告示	1,563	85	80	154	1,882
	違反事業場数	56. 2%	40.9%	27.8%	40.7%	51. 5%
]L	総拘束時間	855	48	35	81	1,019
改善善	心的水时间	30.8%	23. 1%	12.2%	21.4%	27. 9%
基	最大拘束時間	1, 144	51	62	98	1, 355
準	AX 7 (11) 7 (11)	41.2%	24. 5%	21.5%	25. 9%	37. 1%
告示	休息期間	841	16	14	74	945
示	NL/15/23/11b1	30.3%	7. 7%	4.9%	19.6%	25. 9%
違反事	最大運転時間	514	14		38	566
	双八是形时间	18.5%	6. 7%		10.1%	15. 5%
項	連続運転時間	832	16	1	71	920
	生 机	29.9%	7. 7%	0.3%	18.8%	25. 2%

注1 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、 改善基準告示の違反が認められた事業場数

² 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

^{3 「}その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場(自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場背使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など)

⁴ 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

⁵ 連続運転時間のハイヤー・タクシーの欄に1とあるのは、タクシー会社が運行するバスの違反

自動車運転者を使用する事業場に係る 労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

生労働省労働基準局監督課

上段:監督実施事業場数/中:労働基準関係法令違反事業場数/下:改善基準告示違反3

年	三官夫ル争: 		<u>,</u>		ス業	ハイヤ	<i>7</i> —•		<u>. め</u> の他	合	
(1~12月)		1 / /			へ <u>未</u>	タクシ	/一業_		// <u> </u>		PΙ
H1	監督実施	4, 404		72		1,080		_		5, 556	
1989	法令違反	-		_		_	_	_	_	-	-
	告示違反	2, 296	52.1%	28	38.9%	569	52.7%	_	_	2,893	52.1%
H21	監督実施	2, 485		254		751		371		3,861	
2009	法令違反	1,980	79.7%	195	76.8%	671	89.3%	282		3, 128	81.0%
	告示違反	1,516	61.0%	140	55.1%	385	51.3%	140	37.7%	2, 181	56.5%
H22	監督実施	2,666		177		779		371		3, 993	
2010	法令違反	2, 159	81.0%	144	81.4%	660	84.7%	274	73.9%	3, 237	81.1%
	告示違反	1,687	63.3%	109	61.6%	341	43.8%	150	40.4%	2, 287	57.3%
H23	監督実施	2, 789		214		639		389		4,031	
2011	法令違反	2, 264	81.2%	170	79.4%	554	86.7%	284	73.0%	3, 272	81.2%
	告示違反	1,774	63.6%	133	62.1%	296	46.3%	136	35.0%	2, 339	58.0%
H24	監督実施	4, 325		570		552		560		6,007	
2012	法令違反	3, 517	81.3%	518	90.9%	482	87.3%	407	72.7%	4,924	82.0%
	告示違反	2, 751	63.6%	415	72.8%	241	43.7%	233	41.6%	3,640	60.6%
H25	監督実施	3,016		363		523		377		4, 279	
2013	法令違反	2,500	82.9%	282	77.7%	464	88.7%	267	70.8%	3,513	82.1%
	告示違反	1,980	65.6%	174	47.9%	222	42.4%	134	35.5%	2,510	58.7%
H26	監督実施	2, 765		262		502		378		3,907	
2014	法令違反	2, 311	83.6%	195	74.4%	438	87.3%	296	78.3%	3, 240	82.9%
	告示違反	1,845	66.7%	147	56.1%	206	41.0%	175	46.3%	2,373	60.7%
H27	監督実施	2, 783		226		486		341		3,836	
2015	法令違反	2, 390	85.9%	184	81.4%	410	84.4%	274	80.4%	3, 258	84.9%
	告示違反	1,944	69.9%	123	54.4%	208	42.8%	154	45.2%	2, 429	63.3%
H28	監督実施	3, 105		487		405		384		4, 381	
2016	法令違反	2, 585	83.3%	386	79.3%	351	86.7%	310	80.7%	3,632	82.9%
	告示違反	2,088	67.2%	265	54.4%	166	41.0%	180	46.9%	2,699	61.6%
H29	監督実施	4, 295		276		391		474		5, 436	
2017	法令違反	3,607	84.0%	231	83.7%	347	88.7%	379	80.0%	4,564	84.0%
	告示違反	2, 963	69.0%	159	57.6%	176	45.0%	218	46.0%	3,516	64.7%
H30	監督実施	5, 109		350		462		610		6,531	
2018	法令違反	4, 271	83.6%	261	74.6%	392	84.8%	500	82.0%	5, 424	83.1%
	告示違反	3, 419	66.9%	177	50.6%	150	32.5%	260	42.6%	4,006	61.3%
H31 • R1	監督実施	3, 222		246		323		492		4, 283	
2019	法令違反	2,672	82.9%	189	76.8%	295	91.3%	382	77.6%	3, 538	82.6%
	告示違反	1,940	60.2%	123	50.0%	122	37.8%	201	40.9%	2, 386	55.7%
R2	監督実施	2,780		208		288		378		3,654	
2020	法令違反	2, 263	81.4%	144	69.2%	251	87.2%	299	79.1%	2, 957	80.9%
	告示違反	1,563	56.2%	85	40.9%	80	27.8%	154	40.7%	1,882	51.5%

注. - は調査・集計の項目が異なる

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

◎事 例(バス)

長時間労働のおそれがあるバス会社に対して監督指導を実施

【概 要】

- 運転者の中に、1日の拘束時間が15時間を超える日が上限である週に2回を超え、4週間の平均拘束時間が上限である71.5時間を超える者が認められた。
- 36協定の上限を超えて時間外・休日労働時間を行わせている状況が認められた。また、1か月80時間を超える者が最も多い月で36名、最長で113時間労働させている状況が認められた。
 - ※ 当該事業場では月85時間までの時間外労働を可能とする36協定を締結していた。

【指導内容】

1 運転者の1日の拘束時間が15時間を超える回数が1週間について2回を超えてはならないこと、また、4週間を平均した1週間の拘束時間が労使協定の上限である71.5時間を超えてはならないことを是正勧告した。

指導事項⇒改善基準告示違反

(最大拘束時間、1週間当たりの拘束時間)

2 36協定の上限を超えて時間外労働させてはならないことを是正勧告した。 また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

|指導事項|⇒労働基準法第32条違反(労働時間)

指導事項⇒長時間労働の削減

【指導後の会社の取組】

- 日々の拘束時間が随時確認できるように運行管理システムを改修し、日常的に 運行状況を管理するとともに、ダイヤを見直すことで、拘束時間を改善基準告示 の上限以内にまで削減した。
- 需要の変化を踏まえたダイヤ改正を適時行うことで労働時間の削減を行った。 やむを得ず休日出勤が必要となる場合も、一部の運転者が長時間労働とならない よう調整することで、運転手間の負担を平準化し、36協定の範囲内に削減した。

(参考) バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間

:原則65時間以内(労使協定締結の場合、71.5時間以内)

1日の最大拘束時間:13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間:勤務終了後、継続8時間以上

連続運転時間: 4時間以内

最大運転時間:原則 2日平均で1日9時間、4週平均で1週間40時間

◎事 例(タクシー)

不適切な歩合給制度となっているおそれのあるタクシー会社に対して監督指導を 実施

【概 要】

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」が採用されていた。かつ、歩合給部分と割増賃金部分を区分せずに、割増賃金が生じた場合、歩合給の全額から当該割増賃金分の金額が減額される賃金体系となっており、割増賃金の不払が認められた。
- 日勤勤務の運転者について、36協定の上限を超えて時間外労働を行わせ、かつ、1日の拘束時間が16時間を超え、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える必要があるにもかかわらず、与えていない者が認められた。

【指導内容】

1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項⇒累進歩合制度の廃止

2 不足している割増賃金について支払わなければならないことを是正勧告すると ともに、歩合給を含む通常の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とに区分 するよう指導した。

指導事項⇒労働基準法第37条違反(割増賃金)

指導事項⇒賃金支払の適正化

3 日勤勤務の運転者について、36協定の上限時間を超えて時間外労働を行わせて はならないこと、また、1日の拘束時間が16時間を超えてはならないこと、さら に、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなければならないことを是正 勧告した。

指導事項→労働基準法第32条違反(労働時間)、 改善基準告示違反(最大拘束時間、休息時間)

【指導後の会社の取組】

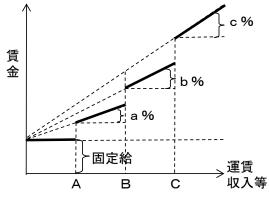
- 累進歩合制度を廃止し、速やかに新たな賃金体系を構築することとした。
- 歩合給総額からの割増賃金の減額を廃し、不足していた割増賃金を支払った。
- 点検時に月の時間外労働時間の状況を確認することで、時間外労働が36協定の 範囲内に収まるよう労働時間を管理することとした。

(参考)

〇 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう(下図参照=次ページ)。

累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



- ○運賃収入等がA以下の場合 賃金=固定給
- ○運賃収入等がAを超えB以下の場合 賃金=固定給+運賃収入等×歩率 a %
- ○運賃収入等がBを超えC以下の場合 賃金=固定給+運賃収入等×歩率b%
- ○運賃収入等がCを超えた場合 賃金=固定給+運賃収入等×歩率c%(a < b < c)

〇 タクシー運転者に係る改善基準告示

1 か月の総拘束時間:原則299時間以内(車庫待ち等の運転者については、労使協定締結 の場合、322時間以内)

1日の最大拘束時間:13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間:勤務終了後、継続8時間以上 休日労働:2週間について1回以内

◎送検状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

労働基準関係法令違反により送検した件数

厚生労働省労働基準局監督課

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
平成22	2010	67	1	12		80
平成23	2011	39	3	7		49
平成24	2012	51	5	19	5	80
平成25	2013	48	3	12	6	69
平成26	2014	40	3	6	7	56
平成27	2015	52	1	4	3	60
平成28	2016	54	2	5	7	68
平成29	2017	50	2	6	3	61
平成30	2018	42	4	5	8	59
平成31	2019	38	1	5	2	46
令和2	2020	46	4	2	9	61

◎国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果(改善基準告示違反等)を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況】

	平成30年 (2018)	平成31年・令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
労働基準監督機関か ら通報した件数	1, 063	692	459
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	539	527	426

地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

※開始年度:ハイヤー・タクシー事業場(平成18年度)

トラック事業場及びバス事業場(平成20年度)

【合同監督・監査の実施状況】

	平成30年 (2018)	平成31年・令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
トラック	99	109	82
バス	20	16	7
ハイヤー・タクシー	43	44	16
合 計	162	169	105

◎厚生労働省の発表全文は同省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13974.html